



IAIS update: 2016年 年次総会
パラグアイ、アスンシオン

目次

グローバリゼーションの時代における保険	1
IAISが資本基準その他の主要プロジェクトに係る最新情報を提供	2
保険契約者保護と金融安定化の優先性をめぐりパネリストの意見が衝突	5
パラグアイ中央銀行総裁:すべての者にとって警戒すべき時期	7
短信	8
省略語一覧	10

グローバル化の時代における保険

11月にパラグアイのアスンシオンで開催された保険監督者国際機構 (IAIS) の第23回年次総会では、約200のIAIS加盟管轄区域の共通性が明らかとなりました。

1537年に開都されたアスンシオンは、新しい土地を発見して新しい都市を建設することを目指す探検隊の多くがそこから旅立っていったことになみ「都市の母」と呼ばれていますが、インフラ投資の必要性については世界中の都市と共通しています。今回のIAIS総会では、保険会社による収益性の高いインフラ投資をどのように促進するかということが議論の主題となりました。

国際的な場におけるこの議論は、過去1年、NAIC会長のジョン・ハフ・ミズーリ州保険局長官によって主導されてきた米国の議論の繰り返しと言えるものでした。

今回の総会には多くの米国の規制当局が参加していました。ハフ会長以外にも、次期会長のテッド・ニッケル・ウィスコンシン保険局長官や他の保険局長官、NAICスタッフの姿がありました。また、米国の消費者の利益を代表するNAICの消費者代表メンバー、バーニー・バーンボーム氏も出席していました。

米国の業界関係者が多数出席していたことは、昨年モロッコで開催された年次総会と大きく

異なる点でした。昨年の総会では、IAISは規制当局以外の出席を認めませんでした。数多くの利害関係者から激しい抗議を受けて、今回の会議ではその方針が撤回され、その結果、米国やその他の国の業界関係者が大勢帰ってきました。IAISの河合美宏事務局長は開会挨拶で300名以上がこの総会に出席していると述べました。

「安全かつ安定した保険業界の発展に向けたリスクベースの監督」というテーマのもと、(金融)包摂 (inclusion)、金融安定化と保険契約者保護、リスクベースの監督の実施における課題および均衡の役割、技術革新などに関する議論が出席者の間で展開されました。

米国の多くの利害関係者にとって最も重要なパネル・ディスカッションは、ComFrame、保険資本基準 (ICS)、破綻処理計画および利害関係者関与を含む主要分野におけるIAISのイニシアティブの現状について議論したものだと思われる。

IAISメンバーはすべてが順調に進んでいることを利害関係者に納得させようとしたが、相変わらず出席者の間では、近い将来のIAISおよびそのイニシアティブについてのうわさ話が飛び交いました。河合事務局長の任期満了が近づくなか、総会では、IAISのトップ交代の状況について公式情報は明らかにされませんでした。

別の兆候が変化の可能性を示しており、それは主要プロジェクトの最新状況について議論したパネル・ディスカッションのメンバー構成に表れていました。司会とパネリストの一人は、ソルベンシー II への参加者としてIAISのイニシアティブに多大な支援を行ったイングランド銀行から選ばれていたのです。ブレグジット (英国のEU離脱) は、ソルベンシー II のような欧州の計画に対する英国の参加に影響すると予想され、IAISのイニシアティブにどう影響するかは今のところ不明です。

近い将来、人事や重点事項にどのような変化が起きるかはまだ明らかではありませんが、今回のIAIS総会の全体的なメッセージは、金融安定化その他のイニシアティブへの取り組みが継続しているということでした。2017年6月にロンドンで開催予定の利害関係者会議および11月のクアラルンプールの年次総会までには相当の進展があるものと予想されます。



要点

保険資本基準の最初の検討サイクルが6月に予定されていますが、欧州や米国の政情変化次第では、次の拘束的なバージョンの策定に至る道筋について、米国の懸念がより好意的に考慮される可能性があります。

今回のIAIS総会の全体的なメッセージは、金融安定化その他のイニシアティブへの取り組みが継続しているということでした。

IAISが資本基準その他の主要プロジェクトに係る最新情報を提供

執行委員会メンバーが、ICSの策定および保険基本原則(ICP)の見直しなど、IAISが取り組んでいる主要イニシアティブの現状に係る最新情報を利害関係者に提供しました。

「IAISの主要成果物の最新情報」のセッションの冒頭スピーチで、IAIS執行委員会のビクトリア・サポルタ委員長は、すべての利害関係者に対して強調したい主要ポイントとして次の事項を挙げました。

1. IAISは立法機関ではなく、基準設定主体である。
2. IAISは、世界全体の保険料収入の97%を占める約140カ国に含まれる200の管轄区域を擁する包括的な機構であり、そのメンバーすべての意向に対応する。
3. IAISは透明性および利害関係者の関与に向けて尽力する。
4. IAISは5年間の戦略計画(残存期間3年)に従って活動している。

続いて、IAISの各種委員会委員長がそれぞれの活動の現状に係る最新情報を提供しました。

実施委員会

実施委員会のジョナサン・ディクソン委員長は、ICPの実施について説明し、個々のICPがテーマ別に評価されてきたと述べました。また、2017年に開始される「グローバルにシステム上重要な保険会社(G-SII)」の政策措置の実施に対する評価およびモニタリングの推進計画が策定されました。この計画は、初年度は自己報告プログラムの形態を取り、次いで2年目および3年目には実施に係る独立した検証が行われます。

ディクソン委員長は、現在までに1,000以上のICP評価報告書が完成したことを明らかにするとともに、こう述べました。「国際通貨基金(IMF)と世界銀行はこの評価を、金融セクター評価プログラム(Financial Sector Assessment Program: FSAP)の中で使用される強固な手段とみなしている。」

新しい監督者への財政支援および新規プログラムを含む、監督者の強化および支援の取り組みが、監督能力の強化を目指して継続的に実施されてきた、とディクソン委員長は述べました。2013年以降、1,700の監督者がIAIS主催の各種イベントに参加しました。同委員会はまた、金融包摂(financial inclusion)にも取り組んでおり、相互保険会社、協同組合および共同体組織の適用書を完成しました。現在、同委員会は他の3件の適用書および1件の論点書の作成に取り組んでいます。監督者間の情報交換を可能にする多国間覚書(Multilateral Memorandum of Understanding: MMoU)の調印国は61カ国に達し、さらに14カ国が検討を進めているとディクソン委員長は述べました。

金融安定・専門委員会

G-SII選定手法タスク・フォース座長を兼任する金融安定・専門委員会のマイケル・マクレイス委員長は、G-SII選定手法の改訂版が2016年に採用

改訂されたG-SII選定手法は、
「保険業界内の著しい異質性が基礎となっている。」

および実施されたと告げました。この新選定手法は、「保険業界内の著しい異質性が基礎となっており」、同委員会としては、保険会社が全体的に捉えられるようにすることを意図しました。

この新選定手法のもとでは、監督者は経験に基づく定量的段階から出発し、次いで定性的要素およびG-SII候補との接触を組み入れたうえで選定へと進みます。マクレイス委員長は、同委員会が、保険にとどまらず様々なセクター間の比較を可能にするために、3つの指標について絶対参照値 (absolute reference values) を導入しつつあると述べ、選定「プロセスは今後も進化していくだろう。」と付け加えました。

多数のICPおよびComFrameの資料について、統合および調整のための改訂が進められています。2017年3月には、監督プロセス、ガバナンス、再建および破綻処理に関する議論などの市中協議プロセスが予定されています。

ICSプロジェクトは引き続き「順調に進んでいます」。ICSの市中協議文書が公表され、市中協議は10月に締め切られました。「利害関係者全体から極めて活発な回答(2,000ページ以上)」があった、とマクレイス委員長は述べました。この市中協議は定量的なフィールドテスト資料を補足するためのものでした。2016年のフィールドテストでは北米、欧州、アジアおよびアフリカから41社の自発的参加がありました。現在カバーされていない分野から追加的な自発的参加者を募るため、様々な利害関係者との間で非公式の会合が行われています。

金融犯罪タスク・フォースはサイバー犯罪に係る論点書を作成し、2016年8月に公表しました。マクレイス委員長は、サイバー犯罪は現代の生活の一部になっており、決して消えることはなく、それに対処することが必要であると述べました。その主要ポイントは次の通りです。

- 規模、専門または事業地域の如何を問わず、すべての保険会社がサイバー攻撃耐性 (Cyber resilience) に関心を持たなければならない。
- 監督者はサイバー攻撃への耐性を強化する必要がある。

マクレイス委員長は、適用書の発行を通じてさらに多くのガイダンスを提供することが必要であり、同委員会は、現行ICPがサイバーリスクとサイバー攻撃耐性に適切に対応しているかどうかの評価も行っていると付け加えました。

カドーニ氏は、市中協議文書の236項目の質問およびIAISのテンプレートによって45,000セルの情報を入力したと述べました。市中協議文書に関して期限までに76件の提出物があり、また他の多くの利害関係者がコメントを提出しています。

今後数カ月間、それらの回答のレビューが行われ、機密的でない回答はIAISのウェブサイトに掲載されることになっています。今年の自発的参加者は欧州、アジア、北米およびアフリカの16カ国に拠点を有し、世界全体の保険料収入総額の約30%を占めています。「我々の作業は根拠に基づいて行われている」とカドーニ氏は述べました。

同作業部会は中南米からの自発的参加者を募集しています。そして、基礎的資本要件 (BCR) およびより高い損失吸収能力 (HLA) の機密的報告、MAVおよびGAAPプラス・ベースによる評価の着手、ならびにそれらの手法の調整を行うことになっています。

現在、フィールドテストの結果のレビューを継続する中で、2016年には保険のカリブレーションが重要な活動となりました。ICSバージョン1.0の内容は2017年1月以降に決定されます。ICSバージョン1.0のアプローチおよびICSの市中協議文書のコメントを処理し、それらの理解を深めるために、利害関係者会議が活用されます。次回の利害関係者会議は2017年1月17日にカリフォルニア州ラホヤで開催される予定です。

破綻処理事業部会

ウルス・ハルバイゼン作業部会座長は、IAISが、破綻処理のための損失吸収能力 (LAC) が必要かどうかについて検討していると述べました。その答えは、少なくとも今のところは「ノー」です。IAISは、現在入手可能な情報およびこれまで同作業部会が実施した分析に基づいて、現時点では破綻処理時のLACに係る、G-SIIIに共通の最低基準を策定しないと結論を下しました。

資本、ソルベンシーおよびフィールドテスト作業部会

パオロ・カドーニ座長はICSの経緯を振り返り、進捗状況および今後の計画の概要を示しました。

- 2013年10月: IAISがICSプロジェクトの開始を発表
- 2014年12月: 最初のICS市中協議文書
- 2015年2月: メンバーや利害関係者から極めて多数かつ大量のコメントを受領
- 2015年5月: MAVベースの全面的なカリブレーションを伴うICSのフィールドテストが開始 (2014年のフィールドテストでは評価のみが焦点だった)
- 2016年5月: MAVおよびGAAPプラス・ベースの全面的なカリブレーションを伴うICSのフィールドテストが開始
- 2016年7月: 第2回ICS市中協議文書
- 2016年10月: 第2回ICS市中協議文書に係るコメントの受領
- 2017年7月: ICSバージョン1.0の完成予定日

この決定は事実関係の展開に応じて見直されません。そうした展開には、主要な特性 (Key Attribute) の要件 (安定化の手段を含む) に基づく破綻処理戦略の動向のほか、G-SIIIに係る必須機能およびシステム上の相互連関性の特定が含まれます。

ICP12 (清算および市場からの撤退) およびICP26 (危機管理におけるクロスボーダー協力および協調)、ならびにComFrame M3E3に係る600以上のコメントが寄せられました。コメントでは、破綻処理のために監督者が行使可能な権限 (G-SIIでない保険会社について行使可能とする権限) およびIAIGの再建および破綻処理計画など、様々な分野が焦点となっています。

利害関係者関与タスク・フォース

浜野隆座長は、グローバル・セミナーや年次総会の再開放などを通じて、IAISが利害関係者関与の強化に向けて動いていると述べました。IAISは総合的な文書である利害関係者関与計画(Stakeholder Engagement Plan: SEP)を作成しました。SEPでは、一定の種類利害関係者との積極的な関与を含む、利害関係者関与の一般原則が定められているほか、既存の関与イニシアティブのリストが示され、計画中の新たな関与の機会が提示された他、実施時の考慮事項が特定されています。

浜野座長によれば、新たな関与の機会、多様な関係者に提供するために必要な取り組みおよび資源の水準に応じて2つの種類に分割されます。つまり、一般(保険業界を含む)向けに適用可能なイニシアティブがある一方、消費者、研究者および専門家グループ向けの、よりテーラーメイドなイニシアティブがあり、こちらに対してIAISはより積極的な対応が必要となります。

質疑応答

最後の質疑応答で顕著だったのは、米国の消費者代表バーニー・バーンボーム氏のコメントでした。同氏は、米国や欧州の最近の選挙では、エリート層や

制度に対する重大な不信感が示されたと発言しました。そして、強固な消費者保護を促進し、支援することによってこれに対応することをIAISに強く求めました。

米国の利害関係者から質問されたICS採択の見通しについて、カドーニ座長は、ICS実施の成功には全員の総意と合意が必要になると回答したうえで、次のように述べました。業界および他の利害関係者からの「支持を我々は見いだす必要がある」。



要点

前回の年次総会では規制当局以外の利害関係者の不在が際立ちましたが、それ以後、彼らが利害関係者関与の概念を熱心にはっきりと主張してきたことを考慮すると、恐らくその不在がかえって、IAISのリーダーシップにとって業界の重要性を高める結果になったと思われる。資本基準および再建および破綻処理の様々な側面に関してIAISが外見上柔軟に対応するようになったことを受けて、米国の利害関係者は継続中の議論に一層深く参加することが見込まれます。



保険契約者保護と金融安定化の優先性をめぐりパネリストの意見が衝突

IAISの「金融安定化および保険契約者保護」に係るパネル・ディスカッションでは、規制当局にとって金融安定化または保険契約者保護のいずれを最優先の目標とすべきか、あるいはそれらを同時の目標とすることができるかに関して、また、必要な手段の利用可能性に関して参加者の見解が一人ひとり異なる状況でした。

「保険契約者の保護を最優先のアプローチとしなければならない」。保険規制の目的をこのように定義したのが米国の規制当局であったら、特に意外ではなかったでしょうが、実際にこう発言したのは欧州保険協会 (Insurance Europe) のオラフ・ジョーンズ氏でした。

ジョーンズ氏は、金融安定化を重視しすぎると保険契約者保護が見過ごされる危険があるとIAISに警告しました。そして、金融安定化と保険契約者保護が互いに相容れない可能性がある旨指摘したうえで、金融安定化を過度に重視した場合、資本や他の要件の負担が極めて重くなり、消費者に影響が及ぶ可能性がある旨付け加えました。

同氏はまた、想定される消費者保護策についても懸念を表明しました。その指摘によれば、法律上消費者に保証されている早期解約の要求は、利益の衝突を引き起こし、保険会社の投資の特性を変える可能性があります。

大手グローバル保険会社のチーフ・エコノミストは、金融安定性の欠如は負の外部性として消費者に影響を与える可能性がある旨発言しました。そして、保険契約者保護は重視の対象を1つのグループに絞るものであるのに対し、金融安定化は

すべてのグループを全体的に重視するものであると述べました。そのうえで、銀行の監督者は、銀行の破綻による金融への影響に加え、預金者への影響も注視していると指摘しました。

このエコノミストは、保険規制当局が金融安定化を監視する理由として、流動性リスクおよび一部のニッチ市場における代替可能性の問題などがあると規制当局に告げるとともに、この点で保険と銀行の類似性が高まっている旨付け加えました。ジョーンズ氏は、保険会社と銀行の類似性が高まっているという意見に同意しませんでした。

パネリストである消費者代表のバーニー・バーンボーム氏は、保険会社は特に市場保護を約束することによって、今やリスクの分散者ではなく集中者になっていると聴衆に述べました。同氏は特に、投資ポートフォリオを市場リスクから保護する条件付据置年金 (contingent deferred annuity) などの商品に反対を表明しました。

「そうした商品に手を染めると、もはや保険会社ではなく投資銀行になってしまう」とバーンボーム氏は述べました。そして、現在の主要な問題は「大きすぎて潰せない (too big to fail)」ことではなく、リスクの蓄積であり、規制当局は保証の総額がどれほどになるか把握できていないと聴衆に告げました。

「我々の見解では、保険契約者保護こそが金融安定化の基礎である」と同氏は述べました。

シンガポール通貨監督庁理事兼保険局長 (Director and Department Head of the Insurance Department) のコンイー・リー氏は、リスクの蓄積に

対処するにはマイクロ健全性だけでなくマクロ健全性の監視が必要であると述べました。パネリストのあるコンサルタントは、蓄積されつつあるリスクについて透明性も要求されると付け加えました。

この点についても、大手保険会社のチーフ・エコノミストはやや異なる意見を表明しました。その意見によれば、もはや企業中心の規制に沿ったリスクの蓄積だけでは十分ではありません。規制によってある種の群集行動が助長され、その結果、企業の破綻ではなくボラティリティに起因するシステムリスクが発生する可能性があり、それに対処する手段が必要であるとそのエコノミストは警告しました。

バーンボーム氏は、規制当局が利用可能な手段は過去8年間に大幅に改善されたと指摘し、その一例として、デリバティブに関する情報の入手可能性が高まったことを挙げました。

ジョーンズ氏は、必要なのは、蓄積リスクを識別するため、規制当局が、地域横断的に適用しやすいシナリオを使用できる一般的なストレス・テストを実施することであると示唆しました。その一方で、何としても措置を講じる必要があるという強い要請に対し、その措置を講じたいという願望 (例えば、資本を増加する必要性) と、リスク対応がなされていることの合理的な保証を得る能力、との間の乖離を認識する必要があると警告しました。

IMFと協力してFSAPIに取り組んでいる前述のコンサルタントは、FSAPの焦点が市場行為ではなく安定化に向けられているとして、「もっと多くの時間を市場行為に充てるべきである」と言いたい旨述べました。



ジョーンズ氏は再度忍耐を促し、「新たな手段の開発を避ける時期が必要である」と述べました。

バーンボーム氏は、市場規制当局は行動と結果に関して、より多くの情報を必要としており、手段が限定されている場合、非効率性を保険会社に転嫁する結果になるという考えを示しました。保険会社のチーフ・エコノミストは、依然として金融安定化手段への取り組みが必要であるが、破綻の概念に偏重している現状から、行動と影響の

分析へと移行することをその目的とすべきであると述べました。

ジョーンズ氏は過重な負担に気を付けなければならないと警告しました。そのうえで、FSBは主に銀行分野での知見に基礎を置いており、IAISは保険分野について重要な教育的役割を担っていると述べました。さらに、FSBと協議後の、G-SIIIに係るIAISの初期の取り組みには、FSBによる

マイナスの影響が現れていたものの、最近のサイクルではその影響がいくぶん緩和されていると指摘しました。

最後にバーンボーム氏は規制当局と利害関係者に対して、IAISは市場規制に必要なデータおよび消費者保護に必要な手段の特定を支援することができる述べ、その例として教育および開示を挙げました。



要点

規制当局が性急に保険契約者保護よりも金融安定化を優先的な目的としたとみなされかねない状況に対する懸念が静かに広がっているようです。保険契約者保護をより重視することにより、米国の業界、規制当局および消費者の長期的な焦点とIAISの目的との整合性が強まるでしょう。

パラグアイ中央銀行総裁： すべての者にとって 警戒すべき時期

新たな課題に対応するために保険規制が進化を続けているのはG20諸国だけではありません。IAIS年次総会で基調講演を行ったパラグアイ中央銀行のカルロス・フェルナンデス・バルドビノス総裁は、パラグアイの保険規制には、長く続く低金利環境、システムリスク、新たな規制の枠組みおよび金融包摂などの課題に直面するなど、新たな状況が現れていると述べました。

同総裁によれば、金利が過去の平均を大幅に下回り、経済成長が鈍化するなか、資本バッファおよび利益の低下が「利回り追求」のスキームを促進する可能性があります。企業は、特に高コストになり得る保証や約束を提供している場合、過剰なリスクテイクを行う誘惑に駆られる可能性があるため、当局は警戒を強める必要があります。

保険セクターはグローバル市場で重要な役割を担っていると同総裁は指摘しました。金融機関、個別

企業に起因するシステムリスクおよび大企業に共通のエクスポージャーは相互に関連しており、最近ではシステムリスクに対する保険業界の寄与も増大しています。同総裁は単なる支払不能リスクや伝染リスクの防止を超える監督を行うマクロ健全性アプローチを要求しました。

国際規制の共通の土台を見いだすことは極めて困難な課題であり、様々な国の統一の実現は十分な協力にかかっているとバルドビノス総裁は述べました。そのうえで、保険基本原則が世界共通基準を促進するのに有用な手段になると位置付けるとともに、ソルベンシーⅡが規制当局にとってリスクベースの枠組みの基準になると言及しました。この発言は欧州の代表団を喜ばせたに違いありません。

同総裁は、保険を金融包摂の4本の柱の1本と呼び、保険は脆弱世帯が外部ショックを軽減し、さらなる

貧困へと落ち込むリスクを低減し、貯蓄を守るのに役立つと指摘しました。そして、最近の技術進歩は貧困者の保険利用を促進するとして、これを歓迎しました。

バルドビノス総裁は、優れた規制はイノベーションを受け入れる余地があると述べるとともに、金融包摂政策が制度にもたらすリスクの管理方法を引き続き修得することを監督者に要請しました。



要点

新興国市場では、ソルベンシーⅡが次世代の保険規制体制として、引き続き心理戦に勝利しつつあるようです。その結果、ソルベンシーⅡのもとで事業を行う保険会社は、米国を拠点とする保険会社の大半よりも容易にそれらの市場に参入できると思われます。

優れた規制はイノベーションを受け入れる余地があります。

短信

世界銀行CFOがインフラ投資を支持

元ブラジル財務相であり世界銀行グループのジョアキン・レビ最高財務責任者(CFO)は基調講演において、インフラ投資に向かう保険会社の動きを支持しました。同CFOは、大半のインフラ投資は伝統的な資産クラスに比べ高リスクではないように思われると述べ、「多くの場合、インフラ債のリスクは社債よりも低い」と付け加えました。

レビCFOは、資本賦課を引き下げた場合、インフラ債について達成可能な株主資本利益率が大幅に変化するだろうとして、次のように述べました。「米国ではこのことがすぐにでも起きると私は考えている」。NAIC会長のジョン・ハフ ミズーリ州保険局長官およびアン・ダウリング イリノイ州保険局副長官の主導により、NAICは、米国の規制当局がインフラ開発投資を支援するために実施可能な方策を評価しようとする努力をしてきました。

「多くの場合、インフラ債のリスクは社債よりも低い。」



技術およびイノベーション

IAISの「技術革新: 保険監督および保険業務」に係るパネル・ディスカッションで、メキシコの国家保険保証委員会 (Insurance and Surety National Commission) のデニーズ・ガルシア研究開発部長 (general director) は、問題はイノベーションそれ自体が善か悪かということではないと発言しました。

ガルシア部長はまた、「規制当局および監督者にとっての主な課題は、イノベーションを促進し、その潜在的な便益を保険市場にもたらすことと、保険契約者の利益および保護のために公正、安全かつ安定的な保険セクターの状況を維持することとの間のバランスを図ることである」と述べました。

様々な監督者がイノベーションの促進のために実施しているイニシアティブを挙げれば、イノベーションによる規制上の影響に係るガイダンスやフィードバックを提供できるイノベーション・ハブの創設、明確な境界と防護手段を備えた安全な環境

でイノベーションの試験を実施できる規制のサンドボックスの策定、さらには、当局の使命および業務と直接関連するプロジェクトに係る当局とフィンテック (FinTech) 企業間のパートナーシップを代表するアクセラレーター (スタートアップ企業支援者) の使用などがあります。

規制当局および監督者にとっての課題としては、技術革新を理解および評価する能力を育成する必要性、新技術の適切かつ責任ある利用のための原則およびガイドラインの策定、健全性規制の枠組みに対する適時の調整の実施、他の利害関係者との協力および他の当局との協調、金融教育およびデータ保護政策の見直しおよび改善、さらには、監督者に利用可能なリソースを、テクノロジー・ツールおよびスキル・セットという点で課題に適合させる調整などがあります。

実施の課題

「リスクベースの監督の実施における課題および均衡の役割」に係るパネル・ディスカッションにおいて、IAISのウィリアム・メイソン監査リスク委員会委員長は、良好な監督体制には適切な技術、良好な監督者および政治的支援が必要であると述べました。

「規制当局および監督者にとっての主な課題は、イノベーションを促進し、その潜在的な便益を保険市場にもたらすことと、保険契約者の利益および保護のために公正、安全かつ安定的な保険セクターの状況を維持することとの間のバランスを図ることである。」

省略語一覧

BCR

基礎的資本要件 (Basic Capital Requirement)

ComFrame

国際的に活動する保険グループの監督のための
共通の枠組み

(Common Framework for the Supervision of
Internationally Active Insurance Groups)

EXCO

IAIS執行委員会 (Executive Committee)

FIO

米国連邦保険局 (Federal Insurance Office)

FSAP

金融セクター評価プログラム

(Financial Sector Assessment Program)

FSB

金融安定理事会 (Financial Stability Board)

GAAP

一般に公正妥当と認められた会計原則

(Generally Accepted Accounting Principles)

G-SII

グローバルにシステム上重要な保険会社

(Global Systemically Important Insurer)

HLA

より高い損失吸収能力 (Heightened Loss Absorbency)

IAIG

国際的に活動する保険グループ

(Internationally Active Insurance Group)

IAIS

保険監督者国際機構

(International Association of Insurance Supervisors)

ICP

保険基本原則 (Insurance Core Principles)

ICS

保険資本基準 (Insurance Capital Standard)

IMF

国際通貨基金 (International Monetary Fund)

LAC

損失吸収能力 (Loss Absorbing Capacity)

MAV

市場調整評価 (Market Adjusted Valuation)

NAIC

全米保険監督官協会

(National Association of Insurance Commissioners)



Contacts

Gary Shaw

Vice Chairman
US Insurance Leader
Deloitte LLP
+1 973 602 6659
gashaw@deloitte.com

Richard Godfrey

Principal
US Insurance Advisory Leader
Deloitte & Touche LLP
+1 973 602 6270
rgodfrey@deloitte.com

Author

Andrew N. Mais

Senior Manager
Deloitte Center for Financial Services
Deloitte Services LP
+1 201 761 3649
amais@deloitte.com

Howard Mills

Managing Director
Global Insurance Regulatory Leader
Deloitte Services LP
+1 212 436 6752
howmills@deloitte.com

Neal Baumann

Principal
Global Insurance Leader
Deloitte Consulting LLP
+1 212 618 4105
nealbaumann@deloitte.com

Contributor

David Sherwood

Advisory Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 201 424 4390
dsherwood@deloitte.com

日本における問い合わせ先

青木 計憲(Kazunori Aoki)

パートナー
金融保険セクター リーダー
デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社
03 5220 8600
kazaaki@tohmatu.co.jp

宮崎 茂(Shigeru Miyazaki)

パートナー
金融保険セクター 監査担当
有限責任監査法人トーマツ
03 6213 1160
shigeru.miyazaki@tohmatu.co.jp

後藤 茂之(Shigeyuki Goto)

ディレクター
金融保険セクター 規制担当
有限責任監査法人トーマツ
03 6213 1162
shigeyuki.goto@tohmatu.co.jp

編集担当

工藤 美保子(Mihoko Kudo)

マネジャー
有限責任監査法人トーマツ
03 6213 1160
mihoko.kudo@tohmatu.co.jp

About the authors

Andrew N. Mais

Formerly a director at the New York State Insurance Department, Andy is a member of Deloitte's Center for Financial Services, providing industry-leading thought leadership and insight on regulatory affairs on state, national, and international levels, and related topics to the financial services sector.

David Sherwood

Formerly an examiner with the UK Financial Services Authority, David has 20 years of risk and regulatory experience. His focus is insurance risk management and regulation, including the issues that affect companies both at an international level (such as Solvency II, systemic risk, and ComFrame) and domestically (ORSA, federal oversight, and the SMI).

Acknowledgement

The authors wish to thank Courtney Scanlin Nolan for her assistance in the completion of this report.

Deloitte.

本資料に掲載されているのは一般的な情報のみであり、デロイトは、本資料により会計、ビジネス、金融、投資、法務、税務またはその他の専門的助言もしくはサービスを提供するものではありません。本資料はかかる専門的アドバイスまたはサービスに代替するものではなく、また貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定もしくは行為の基礎として利用されるべきではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。デロイトは、本資料に依拠した利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイトについて

本書において、「デロイト」とは、デロイト LLP と、その関連会社を指します。デロイト LLP およびその子会社の法的構成の詳細については www.deloitte.com/us/about をご覧ください。保証業務を提供しているクライアントに対しては、規則や規制に基づき、特定のサービスを提供できない場合があります。

© 2016 Deloitte Development LLC. All rights reserved

(日本語版について)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.